

法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.35/PMK.010/2018

唯一神のご加護により、  
インドネシア共和国財務大臣は、

- a 法人税減税便宜供与に関する規定は、法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 及び法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 の改正に関する財務大臣規程 No.103/PMK.010/2016 ですでに定められていること、
  - b 経済成長を促進するべくパイオニア産業の直接投資をさらに増やすためには、a に規定の法人税減税便宜供与規定を再度定める必要があること、
  - c a と b を考慮し、当年度の課税所得の計算及び所得税の完納に関する政令 2010 年第 94 号の第 30 条の規定を実施するために、法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程を定める必要があること、
- を考慮し、

- 1. 所得税に関する法律 1983 年第 7 号(官報 1983 年 50 号、官報追記 3263 号)及び数次にわたり改正されその最終改正である、所得税に関する法律 1983 年第 7 号の 4 度目の改正に関する法律 2008 年第 36 号(官報 2008 年 133 号、官報追記 4993 号)
  - 2. 投資に関する法律 2007 年第 25 号(官報 2007 年 67 号、官報追記 4724 号)
  - 3. 当年度の課税所得の計算及び所得税の完納に関する政令 2010 年第 94 号(官報 2010 年 11 号、官報追記 5183 号)
- を鑑み、

以下を決定した：

法人税の減税便宜供与に関する財務大臣規程を定める。

第 1 条

本大臣規程の中で：

- 1. パイオニア産業とは、幅広い連携、高い付加価値並びに高い外部性、新技術の導入、及び国家経済の戦略的価値を有する産業のことである。
- 2. 主要事業活動とは、パイオニア産業規準に含まれている限り、その拡張及び変更を含む法人税減税申請時点の納税義務者の原則許可、投資許可又は投資登録書に記載された事業分野及び生産の種類のことである。

3. 商業生産開始時点とは、主要事業活動による生産物を最初に市場に販売及び/又はさらなる生産工程のために自ら利用した時点のことである。

## 第 2 条

- (1) パイオニア産業において新規投資を行う法人納税義務者は、実施する主要事業活動から得られる所得に対する法人税の減税を受けることが可能。
- (2) (1)項に規定の法人税の減税は、法人税額の 100%が供与される。
- (3) (1)項に規定の法人税の減税期間は、下記の条件に基づく：
  - a 投資計画額が 5000 億ルピア以上 1 兆ルピア未満の新規投資の場合、5 年間
  - b 投資計画額が 1 兆ルピア以上 5 兆ルピア未満の新規投資の場合、7 年間
  - c 投資計画額が 5 兆ルピア以上 15 兆ルピア未満の場合、10 年
  - d 投資計画額が 15 兆ルピア以上 30 兆ルピア未満の場合、15 年
  - e 投資計画額が 30 兆ルピア以上の場合、20 年
- (4) (3)項に規定の法人税減税供与期間終了後、納税義務者は次の課税年度 2 年間、法人税の 50%の減税が受けられる。

## 第 3 条

- (1) 法人納税義務者は、第 2 条(1)項に規定の法人税減税を受けるために下記の規準を満たすこと：
  - a パイオニア産業である
  - b 新規投資である
  - c 投資計画額が 5000 億ルピア以上である
  - d 所得税計算のための会社の負債と資本比率の決定に関する財務大臣規程に定められた負債資本比率規程を満たしている
  - e 財務大臣から法人税減税認可に関する決定書又は却下に関する通知書がまだ発行されていない、及び
  - f インドネシア法人格を有している
- (2) (1)項 c に規定のパイオニア産業に含まれるのは：
  - a 上流基礎金属産業(鉄鋼及び非鉄鋼)、派生品あり又はなし、統合型のもの
  - b 石油及びガス精製産業、派生品あり又はなし、統合型のもの
  - c 石油、天然ガス又は石炭ベースの石油化学産業、派生品あり又はなし、統合型のもの
  - d 基礎無機化学産業、派生品あり又はなし、統合型のもの

- e 農産物、プランテーション又は林産物に由来する基礎有機産業、派生品あり又はなし、統合型のもの
  - f 製薬原料産業、派生品あり又はなし、統合型のもの
  - g 半導体及び半導体のウェーハ、LCD のバックライト、electrical driver 又は LCD などのその他のコンピューター主要部品製造産業、コンピューター製造産業と統合型のもの
  - h 半導体のウェーハ、LCD のバックライト、electrical driver 又は LCD などの通信機器の主要部品製造産業、携帯電話(スマートフォン)製造産業と統合型のもの
  - i 保健機器主要部品製造産業、照射機器、電気医療機器又は電気療法機器製造産業と統合型のもの
  - j 電気モーター又は燃焼モーターなど産業機器主要部品製造産業、機械製造産業と統合型のもの
  - k ピストン、シリンダーヘッド又はシリンダーブロックなど機械主要部品製造産業、4 輪以上の原動機付車両製造産業と統合型のもの
  - l ロボット部品産業、製造機械製造産業と統合型のもの
  - m 船舶主要部品製造産業、造船業と統合型のもの
  - n エンジン、プロペラ、ローター又は構造部品などの航空機主要用部品製造産業、航空機製造産業と統合型のもの
  - o エンジン又はトランスミッションなど列車主要部品製造産業、列車製造産業と統合型のもの
  - p 発電機機械産業、ごみを燃料とする発電機の機械産業を含む、又は
  - q 経済インフラ
- (3) (2)項に規定のパイオニア産業に含まれる事業分野及び生産の種類の詳細は、投資調整庁長官規程に基づき定める。
- (4) (1)項に規定の納税義務者を国内の納税義務者が直接保有する場合、(1)項の規準を満たす他に、納税義務者は設立証書に記載されたすべての株主が税務上の義務をすでに果たしている旨を示すこと。
- (5) 株主の変更が生じる場合、(4)項に規定の税務上の義務の充足要件は、最新の変更証書に記載された株主に限り適用される。
- (6) (4)項又は(5)項に規定の株主の税務上の義務の充足は、財務証明書(surat keterangan fiscal)で証明する。
- (7) (6)項に規定の財務証明書は、税務分野の法規に基づき国税総局が発行する。

#### 第 4 条

- (1) 納税義務者は、新規投資に対して商業生産開始時点前に投資調整庁長官に法人税減税申請を行う：
  - a 投資登録書申請と同時に、又は
  - b 投資登録書発行から 1 年以内
- (2) 第 3 条に規定の規準及び要件の充足の適合性の決定は、投資調整庁が行う。
- (3) 納税義務者の申請が第 3 条に規定の規準及び要件を満たしている場合、投資調整庁長官は下記を添付した上で、財務大臣に対し法人税減税供与提案を行う：
  - a 納税義務者の申請書の写し
  - b 投資登録書及び新規投資計画における固定資本の詳細の写し、及び
  - c 株主の財務証明書
- (4) 納税義務者の申請が第 3 条に規定の規準及び要件を満たさない場合、投資調整庁長官は納税義務者に対し、理由を添えて(1)項の申請書を返却する。

## 第 5 条

- (1) 納税義務者が第 3 条(2)項に規定のパイオニア産業のスコープにまだ記載されていない産業向けに法人税減税申請をし、第 3 条(1)項 b から f までの規準を満たしており、そして納税義務者がその産業がパイオニア産業であると表明する場合、その申請に対し省庁間の議論が行われる。
- (2) (1)項に規定の省庁間の議論は、パイオニア産業規準と納税義務者の事業分野の適合性を定めるために、少なくとも財務省及びセクターを育成する省を関与させたうえで投資調整庁が調整を行う。
- (3) (2)項に規定の省庁間の議論で納税義務者の産業がパイオニア産業の規準を満たしていると定める場合、(1)項に規定の法人税減税申請は、投資調整庁長官が財務大臣に提案可能。

## 第 6 条

- (1) 法人税減税供与は、第 4 条(3)項又は第 5 条(3)項に規定の投資調整庁長官からの法人税減税供与提案を考慮し、財務大臣がこれを決定する。
- (2) (1)項に規定の投資調整庁長官からの法人税減税提案に対する決定は、法人税減税供与提案を不備なく受理してから 5 営業日以内に発行する。
- (3) 空席が生じた、一時的又は恒久的に不都合などの理由で財務大臣が不在の場合、(2)項に規定の決定は、財務大臣名義で国税総局長が発行する。
- (4) 法人税減税供与に関する財務大臣決定書は、本大臣規程を切り離すことのできない一

部である添付書類に記載の書式を利用する。

## 第 7 条

- (1) 第 2 条(1)項に規定の法人税減税は、商業生産開始時点の課税年度から納税義務者が活用を開始する。
- (2) (1)項に規定の商業生産開始時点は、現場検査結果に基づき国税総局長が定める。
- (3) (2)項に規定の現場検査は、納税義務者からの商業生産開始時点決定申請に関する投資調整庁長官からの書面の通知を国税総局長が受理後にこれを実施する。
- (4) (2)項に規定の決定には下記に関する事項を記載する：
  - a 商業生産開始時点の日
  - b 商業生産開始時点の新規投資実績額、及び
  - c 主要事業活動計画と実績との適合性

## 第 8 条

第 7 条(2)項に規定の現場検査結果に基づき、下記が判明する場合、第 6 条(1)項に規定の決定書に記載の法人税減税期間を第 2 条(3)項に規定の納税義務者が本来受けるべき法人税減税期間にあわせる：

- a 商業生産開始時点の納税義務者の新規投資実績額が、第 2 条(3)項に規定の法人税減税期間供与の根拠となる新規投資計画最低限度額を下回っている
- b 商業生産開始時点の納税義務者の新規投資実績額が 5000 億ルピア以上、及び
- c 主要事業活動計画と実績が適合している

## 第 9 条

- (1) 第 6 条(1)項に規定の決定書は、下記に該当する場合に取り消される：
  - a 第 7 条(2)項に規定の現場検査の結果に基づき、商業生産開始時点の納税義務者の新規投資実績額が 5000 億ルピア未満
  - b 第 7 条(2)項に規定の現場検査結果に基づき、主要事業活動計画と実績が適合しない
  - c 納税者が法人税減税を受ける新規投資実現の枠組みにおいて中古資本財を輸入又は購入する場合。ただし中古資本財が他国からの新規投資パッケージとしてその全体を移転する場合及び/又は納税義務者が国家戦略プロジェクトを実施するために政府から委任を受けている場合を除く

- d 納税義務者が法人税減税活用期間に主要事業活動計画と合致しない主要事業活動を実施した
  - e 納税義務者が法人税減税活用期間に資産の譲渡を行った。ただしその譲渡が効率化の向上目的であり、新規投資実績額が計画を下回らない場合を除く、及び/又は
  - f 納税義務者が海外に新規投資を移転する
- (2) (1)項 a 及び b に規定の決定書の取り消しは、国税総局長からの推薦状を取得後、財務大臣が定める。
- (3) (1)項 c から f に規定の決定書の取り消しは、国税総局長及び財政政策庁長官からの推薦状を取得後、財務大臣が定める。
- (4) (3)項に規定の取り消しが行われた納税義務者に対しては、すでに活用していた法人税減税は再納付が義務づけられ、税務分野の法規に基づく処分が適用され、法人税減税はもはや供与できない。
- (5) (1)項 a に規定の取り消しが行われたが、主要事業活動計画と実績が適合する納税義務者に対しては、現行の規定を満たしている限り、特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜に関する政令に規定の特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜の供与が可能。

## 第 10 条

- (1) 法人税減税供与に関する財務大臣決定書を取得済みの納税義務者は、総局長に対し毎年下記の形の報告書を提出する義務を負う：
- a 法人税減税供与に関する財務大臣決定書受理から商業生産開始時点まで、投資実績報告書、及び
  - b 商業生産開始時点の課税年度以降法人税減税活用期間終了まで、生産実績報告書
- (2) (1)項に規定の報告書は、当該課税年度終了から 30 日以内に提出する。

## 第 11 条

- (1) 第 2 条に規定の法人税減税を受けている納税義務者は：
- a 法人税減税を受けている所得と受けていないその他の所得と分離して帳簿作成をすること、及び
  - b 税務分野の法規に基づき、引き続き他者に対する源泉徴収義務の実施
- (2) 課税所得額の計算の枠組みにおいて分離できない(1)項 a に規定の納税義務者の共通費用(biaya bersama)の負担は比例分配する。
- (3) 主要事業活動から納税義務者が得る所得は、法人税減税活用期間中、所得税源泉徴収

免除証明書の発行なく法人税の源泉を行わない。

- (4) 主要事業活動以外から納税義務者が得る所得は、引き続き税務分野の法規に基づき源泉徴収が行われる。

## 第 12 条

本大臣規程に定められた法人所得減税便宜は、定期的に公表及び評価される。

## 第 13 条

- (1) 本大臣規程に基づき法人税減税に関する財務大臣決定書を取得した納税義務者は、法人税減税活用期間終了前に特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜に関する政令に規定の特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜を受けることはできない。
- (2) 本大臣規程に基づく法人税減税の活用を終えた納税義務者は、現行規定を満たしている限り、特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜に関する政令に規定の特定事業分野及び/又は特定地域における投資向けの所得税便宜を受けることが可能。
- (3) (1)項及び(2)項の規定は、下記の者に対しても適用される：
  - a 法人税免税又は減税に関する財務大臣規程 No.130/PMK.011/2011 及びその改正である法人税免税又は減税に関する財務大臣規程 No.130/PMK.011/2011 の改正に関する財務大臣規程 No.192/PMK.011/2014 に基づく法人税免税又は減税便宜を受けている納税義務者、又は
  - b 法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 及び法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 の改正に関する財務大臣規程 No.103/PMK.010/2016 に基づく法人税減税便宜を受けている納税義務者

## 第 14 条

本大臣規程に基づく法人税減税は、本大臣規程発効から 5 年以内に出された第 4 条(3)項及び第 5 条(3)項に規定の提案に対して供与される。

## 第 15 条

下記に関する詳細規定は、国税総局長規程で定める：

- a 第 7 条(2)項に規定の法人税減税活用決定の枠組みにおける現場検査手順
- b 第 9 条に規定の法人税減税決定書取り消し手順、及び
- c 第 10 条に規定の報告手順

## 第 16 条

本大臣規程発効時点において：

1. 法人税免税又は減税に関する財務大臣規程 No.130/PMK.011/2011 及びその改正である法人税免税又は減税に関する財務大臣規程 No.130/PMK.011/2011 の改正に関する財務大臣規程 No.192/PMK.011/2014 に基づく法人税免税又は減税便宜を受けている納税義務者は、その法人税免税又は減税便宜活用期間終了まで、引き続き法人税免税又は減税便宜を活用可能。
2. 法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 及び法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 の改正に関する財務大臣規程 No.103/PMK.010/2016 に基づく法人税減税便宜を受けている納税義務者は、その法人税減税便宜活用期間終了まで、引き続き法人税減税便宜を活用可能。
3. 2015 年 8 月 16 日から本大臣規程発効前までの投資調整庁長官からの法人税減税供与提案で、法人税減税供与に関する財務大臣決定書がまだ発行されていない、又は却下に関する書面の通知がなされていないものについては、本大臣規程に基づき処理する。
4. 遅くとも、法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 の改正に関する財務大臣規程 No.103/PMK.010/2016 により改正されている法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 の発効以降本大臣規程発効前までに投資調整庁長官が発行した原則許可、投資許可又は投資登録書を有する納税義務者は、下記に該当する限り、本大臣規程に基づき投資調整庁長官に対し法人税減税申請が可能：
  - a 第 3 条に規定の規準及び要件を満たしている
  - b 生産開始時点前に申請が出されている、及び
  - c 本大臣規程発効から 1 年以内に申請が出されている
5. 3 号と 4 号に規定の法人税減税供与提案に該当する法人税減税供与申請手順は、投資許認可及び便宜指針及び手順に関する投資調整庁規程に基づき実施する。

## 第 17 条

本大臣規程発効時点において、法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程

No.159/PMK.010/2015(官報 2015 年 1218 号)及び法人税減税便宜供与に関する財務大臣規程 No.159/PMK.010/2015 の改正に関する財務大臣規程 No.103/PMK.010/2016(官報 2016 年 967 号)は取り消し無効となる。

## 第 18 条

本大臣規程は法制化の日から発効となる。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2018 年 3 月 29 日、ジャカルタにて制定

財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ

2018 年 4 月 4 日、ジャカルタにて法制化

法務人権省

法規総局長

ウィドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2018 年 451 号